

京都市告示第260号

土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、平成23年12月6日付け京都市告示第333号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の指定（平成26年8月15日付け京都市告示第267号により除外した一部の物質を除く。）を、同条第4項の規定に基づき、次のとおり解除します。

平成30年8月15日

京都市長 門川 大作

1 指定を解除する区域

京都市伏見区竹田向代町112番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
シスー1，2-ジクロロエチレン，テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)